

防災品奏効事例

日本防災協会では、防災品を使用していたことで延焼拡大を防ぎ、火災に至らなかったことで自身の安全と建物の被害をくい止め、また、火の勢いがなくなった為に安全に初期消火の行動ができた事例を紹介しています。

今回は大阪市消防局管内での奏効事例2例をご紹介します。

奏効事例1

平成26年3月、鉄筋コンクリート造陸屋根地下3階地上9階建の複合用途建物（物販・飲食店等）の地下2階機械室内において、従業員が機械室に設置していた空調設備の配管をアセチレンガス溶断機で解体していたところ、溶断作業中の火花が付近にあった断熱材に着火して燃え上がり、空調設備及び防災シートを焼損した。防災シートであったため、他に延焼することなく従業員の初期消火により消火した。



防災シートの焼損箇所

焼損箇所

奏効事例 2

平成26年12月、区民ホールにおいて、天井部分の下地鉄骨の溶接作業を行っていたところ、火花が一文字幕に着火し、一文字幕、どん帳及び防災シートを若干焼損した。防災品であったため、他に延焼することなく、作業員の初期消火により消火した。



どん帳及び防災シート



一文字幕及びどん帳

私達の身の回りは燃えやすい繊維製品であふれています。以上のように「防災品」を使用することで、いざと言う時に身を守り、逃げる時間をかせぐことができます。

高齢者の独居世帯や、共働き世帯が増えている今、住宅防火に役立つ防災品を使用することで安全・安心な暮らしを地域に広げていきたいものです。

防災品を使用していた事で大きな火災にいたらなかった事例を募集しています。情報がございましたら日本防災協会広報室までご連絡を (03 (3246) 1661) お願いいたします。